

わたしたちは自死遺族支援弁護団です

当弁護団は、遺族の方々のおかれた状況に配慮しつつ、医療関係者、NPO、行政などと連携をとりながら、法的支援を行うことを目的として2010年12月に結成されました。現在、仙台、東京、神奈川、名古屋、大阪、広島、福岡など約40名の弁護士によって構成されています。

大家から
損害賠償を
請求された

鉄道会社から
数千万円もの
多額な損害賠償を
請求されるの
だろうか

よくある
相談内容

うつ病で入院し、
退院直後に自死。
治療や退院の
判断に問題は
なかったか

債務を抱えて※1
自死した場合、
すぐ相続放棄を
した方がよいか

自殺免責を
理由に生命保険の
支払を拒まれたが、
認められる場合は
あるか

職場のストレス※2
が原因で自死した
場合、どのような
補償があるか

※1 多重債務、
事業不振 など

※2 長時間労働・
パワーハラスメント・
過重なノルマ など

ご存じですか？
期間制限



法律上の請求には、それぞれ
期限が設定されています。

・相続放棄・限定承認

自死後、自死の事実を知り、それによって自分が相続人であることを
知ったときから3ヶ月
(3ヶ月以内であれば、家庭裁判所で延長することができます)

- | | |
|---------------|----------------|
| ・労災の葬祭料の請求 | 自死後、2年 |
| ・労災の遺族補償給付の請求 | 自死後、5年 |
| ・損害賠償請求 | 自死後、最短3年、最長20年 |
| ・生命保険金請求 | 自死後、3年 |

万が一、期限を過ぎてしまった場合でも、
対応可能な場合がございますので、一度ご相談ください。



どうぞご相談ください



当弁護団は、あなたからのアクセスを待っています。
電話・HPのご相談フォーム・FAX・お手紙…あなた
にとって、相談しやすい方法をお選びください。
これらの方法によるご相談は、無料です。
その後は必要に応じて、弁護団員が所属する、全国
各地の法律事務所において、直接面談による相談を
行っております。



全国の弁護士が直接対応いたします。

050-5526-1044

受付時間：毎週水曜日(祝日除く) 12:00～15:00



弁護団ホームページからも
ご相談いただけます

ご相談フォームをお使いください

<https://jishiizoku-law.org/>



FAX・お手紙

- ①ご相談内容 ②住所 ③氏名
④連絡先をご記入の上、下記
までお送りください。

FAX：06-6949-8217
お手紙：弁護団事務局まで

大切な人を自死（自殺）で亡くした方の法律相談

弁護士や
支援者とともに、
いっしょに
解決して
いきましよう。



自死遺族支援弁護団

このリーフレットに関するお問い合わせ

自死遺族支援弁護団 事務局

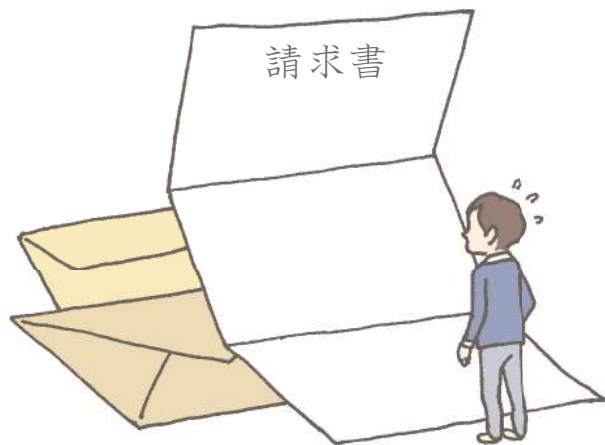
〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2-9-8 幸田第2ビル502号室
弁護士法人ライフパートナー法律事務所内

☎06-6949-8277 (受付時間：月～金曜日(祝日除く)10:00～18:00)

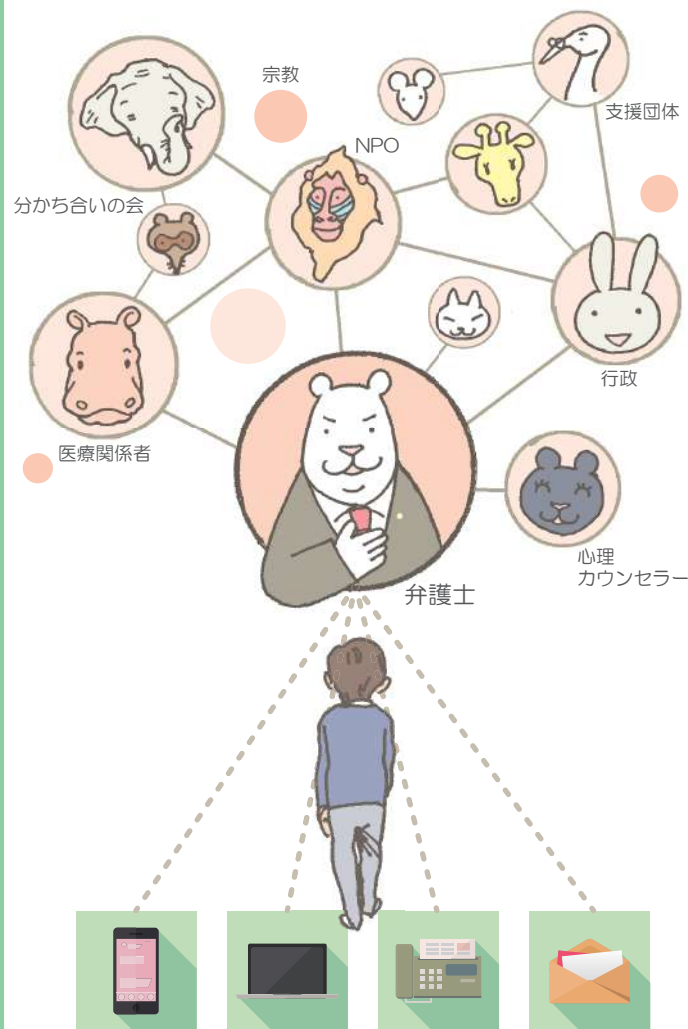
1. 自死遺族の方はさまざまな思いを抱きます。



2. 時に周囲から、さまざまな請求を求められることもあります。



3. わたしたち弁護士は法律の専門家ですが、
外部とさまざまに連携し合う、『支援の輪』でもあります。
一緒に、解決の手立てを探りましょう。



電話・HP・FAX・お手紙...
いろいろな扉を開けて、待っています
あなたにとってアクセスしやすい方法で、
どうぞご相談ください

遺族のご友人やご近所の方など、
当事者以外の方も、ご相談いただけます

4. 弁護士は話を聞き...



5. 時に弁護士は盾となり、適切な手続きをします。

